

栃木県移住支援事業実施要綱

制定 平成 31(2019)年 4月 23日 地振第 16号
改正 令和元(2019)年 12月 20日 地振第 409号

(趣旨)

第 1 栃木県（以下「県」という。）と別紙 1 に掲げる市町（以下「市町」という。）が協働して実施する移住支援事業、マッチング支援事業及び起業支援事業のうち移住支援事業に関しては、他の法令等の定めるところによるほか、この要綱により、基本的な枠組みを定める。

(事業の実施)

第 2 とちぎ創生 15 戦略及び市町におけるまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、東京圏から本県への移住・定住の促進及び県内中小企業等における人手不足の解消に資するため、県と市町は、移住支援事業、マッチング支援事業及び起業支援事業を実施する。

(移住支援事業の概要)

第 3 移住支援事業は、県が行うマッチング支援事業又は起業支援事業と連携し、東京圏から移住して就業又は起業しようとする者が転居・就業又は起業・定着に至った場合に、県と居住地の市町が協働して移住支援金を給付するものである。

(移住支援事業の実施方法)

第 4 移住支援事業は、次のとおり実施する。

(1) 移住支援金の支給

市町は、①に定める要件を満たす者のうち、②又は③の要件を満たす就職又は起業をした者の申請に基づき、④に定める方法により、2人以上の世帯の場合にあっては 100 万円、単身の場合にあっては 60 万円の移住支援金を支給する。

① 移住等に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）に該当すること。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項に該当すること。

a 住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

b 住民票を移す直前に、連続して 1 年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤をしていたこと（ただし、東京 23 区内への通勤の期間については、住民票を移す 3 ヶ月前までを当該 1 年の起算点とすることができる。）。

- (イ) 移住先に関する要件
 - 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - a 地方創生推進交付金の交付決定がされた後であって、本要綱の制定日以降に、市町に転入したこと。
 - b 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。
 - c 転入先の市町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。
- (ウ) その他の要件
 - 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
 - b 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
 - c その他県及び申請者の居住する市町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。
- ② 就職に関する要件
 - 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
 - (イ) 移住支援金の対象として栃木県マッチング支援事業実施要領に定める企業情報掲載サイトに掲載している求人又は移住支援事業を実施する都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
 - (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
 - (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
 - (オ) 上記求人への応募日が、企業情報掲載サイト又は移住支援事業を実施する都道府県のマッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
 - (カ) 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- ③ 起業に関する要件
 - 地域課題解決型創業支援補助金交付要領に定める補助金の交付決定を受けていること。
- ④ 申請・支給方法
 - (ア) 事前相談
 - 移住支援金の申請を予定する者は、あらかじめ、移住を予定する市町に事前相談を行うものとする。
 - (イ) 申請
 - 移住支援金の申請者は、移住先の市町が別に定める要領等に基づき、必要な書類を移住先の市町に提出する。
 - (ウ) 支給方法
 - 市町は、(イ)の申請が上記①の要件を満たし、かつ②又は③の要件に該当すると認めるときは、交付決定を行い、移住支援金を支給するものとする。

(2) 移住支援金の返還

市町は、移住支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び対象となる移住支援金受給者が居住する市町が認めた場合はこの限りではない。

① 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した市町から転出した場合

(ウ) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(エ) 上記(1)③に係る交付決定を取り消された場合

② 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した市町から転出した場合

(3) 移住支援金の支給・返還に係る情報共有

市町は、移住支援金の申請情報、移住支援金支給者の就業先情報及び移住支援金返還対象者に関する情報について、速やかに県と共有するものとする。また、県は、起業支援事業に係る交付決定に関する情報について、速やかに市町に共有することとする。

2 移住支援事業における県と市町の役割は次のとおりとする。

(1) 県は、事業の制度設計・全体管理並びに地方創生推進交付金に係る申請、実績報告、受領及び返納等の国との窓口・調整業務等を担う。

(2) 市町は、移住者からの移住支援金の申請受付・要件確認、移住支援金の支給、定着の確認、債権管理、当該市町が行う移住者支援施策の調整等を担う。

3 移住支援事業の地方負担については、県が2分の1、市町が2分の1を負担することとし、県は、当該2分の1に相当する額に、移住支援事業に充てるために国から地方創生推進交付金として交付を受けた額を加えた額を、予算の範囲内において、別に定めるところにより市町に交付することとする。

(協力)

第5 県と市町は、移住支援事業を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

(雑則)

第6 この要綱に定めるもののほか、移住支援事業の実施に必要な事項は、県と市町が協議して定める。

附 則

1 この要綱は、平成31(2019)年4月23日から実施する。

附 則

1 この要綱は、令和元(2019)年12月20日から適用する。

別紙 1

宇都宮市

足利市

栃木市

佐野市

鹿沼市

日光市

小山市

真岡市

大田原市

矢板市

那須塩原市

さくら市

那須烏山市

下野市

上三川町

益子町

茂木町

市貝町

芳賀町

壬生町

野木町

塩谷町

高根沢町

那須町

那珂川町